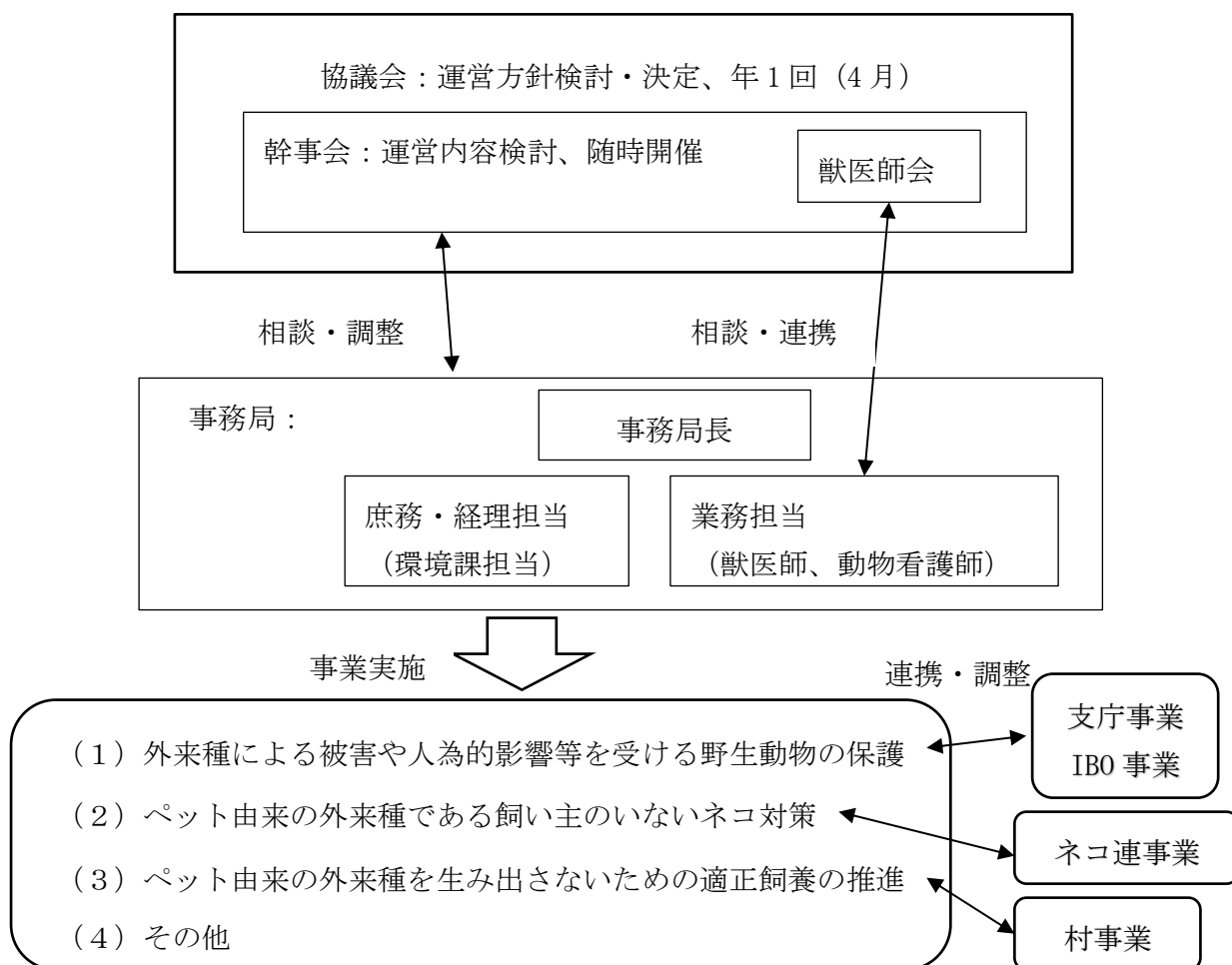


おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 平成 29 年度事業計画

1. 事業の実施体制

- (1) 協議会：小笠原自然保護官事務所、小笠原諸島森林生態系保全センター、小笠原村
東京都獣医師会、小笠原自然文化研究所
- (2) 幹事会：協議会構成団体担当者
アドバイザー（小笠原支庁土木課、産業課、島しょ保健所、母島獣医師）
- (3) 事務局：小笠原村環境課、常勤職員（獣医師）、臨時職員（獣医師、動物看護師）

<組織図概要>



* 協議会の事業は、会長または事務局長の決裁のもと、事務局が実施主体となることを基本とし、内容に応じて構成団体や関係機関と連携・調整して実施する。

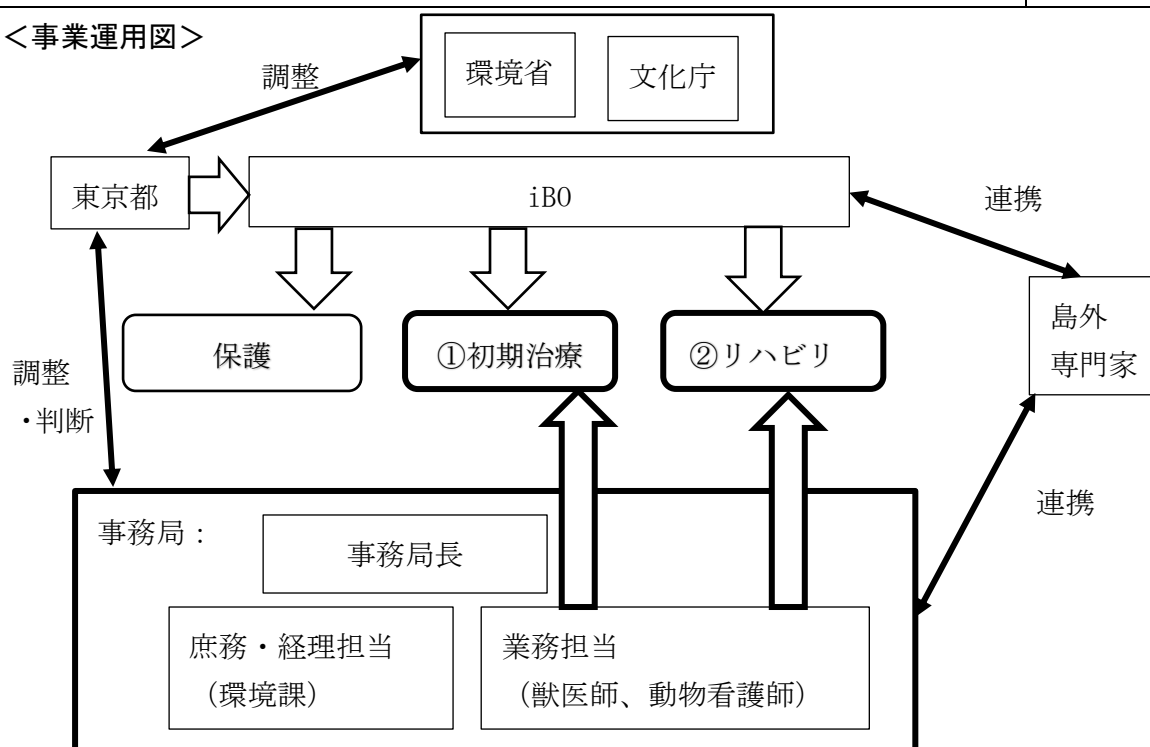
* 小笠原ネコに関する連絡会議（ネコ連）の事業との調整については、会議の合同開催等により、特に留意する。

* 事務局内の事務処理規定については、別途定めるところによる。

2. 事業内容

| (1) 外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物の保護 | 主担当 ／連携先 |
|---|-------------------|
| ①鳥獣保護管理員と連携した負傷個体の初期治療 ・東京都の鳥獣保護管理員が保護した負傷個体について、必要に応じて初期治療を施す ＊主に希少種（特に個体レベルでの保護が必要な種）を対象とし、その他の種については状況に応じて実施する | 環境省 iBO 東京都 |
| ②島外の専門家と連携したリハビリの補助 ・島内でのリハビリが可能な希少動物について、施設内または関係団体の施設におけるリハビリを補助する。 | 環境省 iBO 東京都 |

<事業運用図>

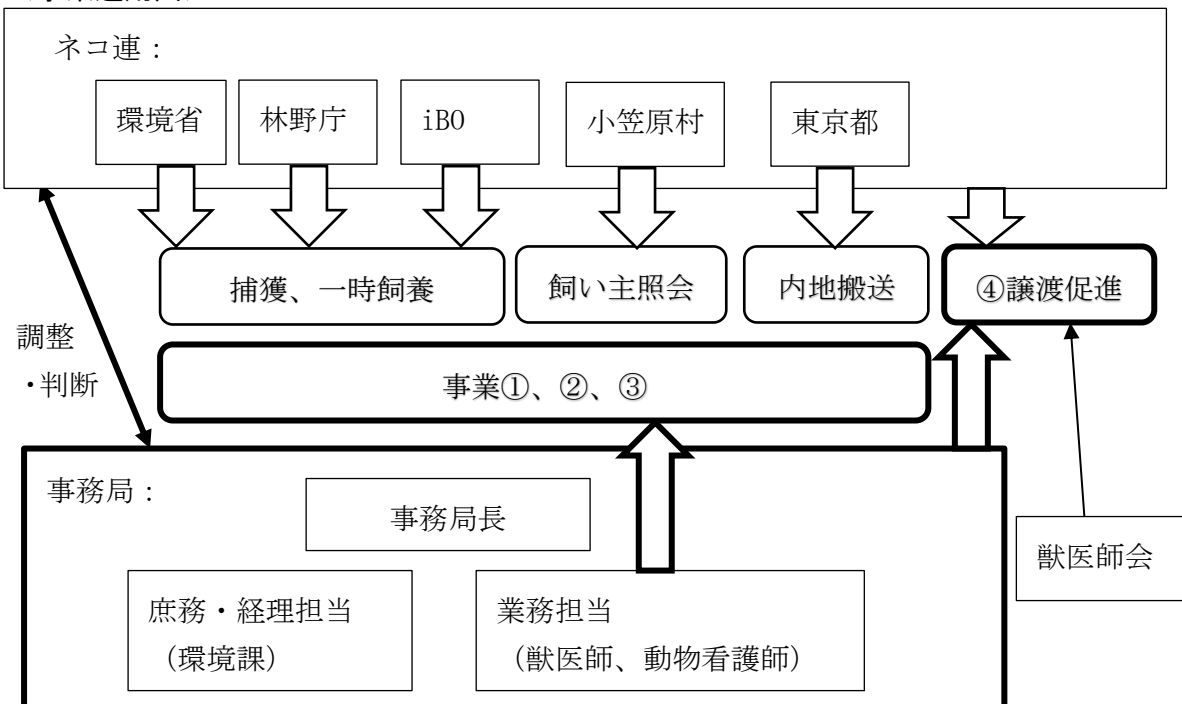


＊個別具体的かつ軽微な相談は、適宜業務担当（獣医師等）から関係団体に直接行う。

＊将来的には、業務担当（獣医師等）が直接関係機関との事業調整を行うことも想定。

| (2) ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策 | 主担当 ／連携先 |
|---|-------------------|
| ①捕獲ネコの体調管理・駆虫、病気のネコへの処置 ・環境省が実施するネコ待ち管理に関して、駆虫薬等の処方、技術的な助言を行う ・一時飼養されているネコが罹病した際には一次的な処置を行う | 環境省 iBO ネコ連 |
| ②事故等によりケガをしたネコの処置 ・ノネコ等の飼い主のいないネコが負傷した際に、一次的な処置を行う | ネコ連 |
| ③島内譲渡ネコの感染症等衛生検査、不妊去勢手術、馴化 ・捕獲ネコを島内向けに譲渡するために必要な衛生検査、不妊去勢手術、馴化を行う ・譲渡希望者への適正飼養指導、適性確認の面談を行う | ネコ連 |
| ④譲渡促進のための情報発信 ・捕獲ネコの内地での譲渡先を確保するため、獣医師会と連携した情報発信を行う ・ネコ連ホームページの運用を行う | ネコ連 獣医師会 |

<事業運用図>



* 個別具体的かつ軽微な相談は、適宜業務担当（獣医師等）から関係団体に直接行う。
 * 将来的には、業務担当（獣医師等）が直接関係機関との事業調整を行うことも想定。

| (3) ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進 | 主担当 ／連携先 |
|--|----------------------------|
| ①ペットの適正飼養指導、健康診断 開放日時：毎週 月、水、金 8:30～11:30、13:30～16:30 ＊事前予約制とする。 ＊開放日時外・休日・夜間は村役場が窓口。時間外料金を徴収。 処置内容：健康相談、健康診断（血液検査等）、ワクチン注射、不妊去勢手術、一次治療（外用薬、内用薬の処方含む） ＊事故等による緊急的な処置や獣医師がやむを得ないと判断した開放日時外の処置及び往診による処置についても、所定の手数料を徴収した上で実施できることとする。 ＊宿泊を伴う処置は実施しない。 手数料：初回 2,000 円、2 回目以降 1,200 円 ほか（詳細は別途規定） | 小笠原村 島しょ保健所 |
| ②母島巡回診療 年 3 回、開業獣医師等と連携し、母島での適正飼養指導、健康診断を実施。 | 小笠原村 母島獣医師 |
| ③普及啓発事業 年 1 回、外部有識者を招聘し、キャンペーン期間を設定し、講演会等を開催。 | 小笠原村 獣医師会 ネコ連 |
| ④愛玩動物対策事業 小笠原村飼い猫適正飼養条例に基づく登録情報の管理や愛玩動物WGで検討されている制度の運用に向けて必要な情報収集や普及啓発等を補助する。 | 小笠原村 ネコ連 |
| <p><事業運用図></p> <pre> graph TD subgraph Office [事務局] Chief[事務局長] Dept1[庶務・経理担当 (環境課)] Dept2[業務担当 (獣医師、動物看護師)] end Office -- 調整 --> B12[事業①、②] Office -- 調整 --> B34[事業③、④] B12 <--> P1[島しょ保健所] B12 <--> P2[母島獣医師] B34 <--> P3[獣医師会] B34 <--> P4[ネコ連] Village[小笠原村] --> B12 Village --> B34 </pre> <p>＊個別具体的かつ軽微な相談は、適宜業務担当（獣医師等）から関係団体に直接行う。 ＊将来的には、業務担当（獣医師等）が直接関係機関との事業調整を行うことも想定。</p> | |

| | |
|---|-------------|
| (4) その他 | 主担当 ／連携先 |
| ①関連会議との連携（ネコ連、愛玩動物WG） ・ネコ連会議への参画を通してネコ連事業との連携を図る ・愛玩動物WGへの参画を通じて、新しい制度や体制の検討を行う | ネコ連 小笠原村 |
| ②動物由来感染症対策、災害時の衛生管理、油事故汚染対策 ・島内関係機関と連携して対応する | 環境省 東京都 |

3. 事業スケジュール

| 時期 | 予定 | 概要 |
|-----|-------------|------------------------------------|
| 4月 | 総会 | 事業計画、収支計画の決定 |
| | 幹事会（関係者勉強会） | 協議会事業及び関係事業の実施に関する調整 運営マニュアルの精査 |
| 5月 | 村民向け開放開始 | |
| 6月 | 母島巡回診療 | |
| 7月 | 幹事会 | 第1四半期の運営状況の共有、見直し検討 |
| 8月 | | |
| 9月 | | |
| 10月 | 幹事会 | 第2四半期の運営状況の共有、見直し検討 |
| | 母島巡回診療 | |
| 11月 | 普及啓発事業 | 島外からの有識者の招へいを含む普及啓発事業を実施 |
| 12月 | | |
| 1月 | 幹事会 | 第3四半期の運営状況の共有、見直し検討 |
| 2月 | 母島巡回診療 | |
| 3月 | 幹事会 | 平成30年度事業計画、収支計画案の検討 |